時事新報

外ゑ交るには内ゑ省る所ある可し

税源と求るゑ汲々として新税法を設るよりも繁文を除て吏員を減し以て政費を省くゑ若ゑず、政府の法は國民の利みにして私の生計を營む所のものあれば明白なる利害に迫るゑ非ざれば容易ゑ之を變換す可らずとは我輩一家の私言ゑ非ず天下の識者にして之を言はざるものなし右は唯内治に關しゑる議論の尽くなれども頃日我輩が外國の學士某氏ゑ逢ふて語次條約改正の事に及び改正談判の今日ゑ至りしは誠に遺憾至極なりいよ〳〵是れが六ケ敷きとならば治外法權云々の談い姑く擱き、せめて海關税則だけを本條約より引離して税權を我專有に歸したらば聊ゑ以て我民心を慰るゑ足る可し云々の旨を語りしゑ氏の言に云く余い素より商人にあらず多年日本ゑ在留して恰も當國を第二の故郷として只管日本國民の利益のみを謀るものあれども諸外國の政府が日本の貿易ゑ就き其關税法に干渉して容易ゑ權利を捨てざるは自ゑら其理由なきゑ非ず日本人は知るや知らずや當國政府の財政は豊ゑるものゑ非ずして賦税に汲々ゑるは近來新税法の頻りゑ發布するを見て測量す可し又その頼ゑ難きは時々税法の變換追加等の多を聞て之を卜す可し抑も外國の商人等が日本ゑ來りて貿易するや今日と爲りては非常の奇利あるゑ非ず投機考を除くの外は尋常一様商法の定則ゑ從ひ鐳銖の利を細々重ねて永遠の成功を期するものなるゑ今海關の税則權を擧げて日本人の手に一任するときは外商の爲めに不安心なるもの少からず今日日本人の言を聞けば自國に税則權を取ればとて無法に關税を課するが如き小兒の擧動を爲すと言ふも雖も之を内治近年の事例に照らし見れば其言も遽に信ず可らざるが如し第一近年の如く政府が内國ゑ新税法を設けて歳入を増さんと熱心する其時ゑ當り海關の税則權を握りさらば是れぞ屈强の税源なれとて如何なる税を課するやも測る可らず外商の身を爲りては甚だ恐る可き次第あり又關税は一概ゑ臨實するゑとおしとするも日本の財政上に行はるゑ法は鐵石の如く堅固あらざる習俗ゑして其習俗ゑ慣れざる外國人の眼を以て見れば何分にも安ん〔illegible〕

極なる政法習俗に慣れたる者なれば商法の上に聊かたりとも不安心の廉あれば之を恐るゑと甚だしく之を酷評すれば憤病とも云ふ可き次第にして今日の事態には海關の税則權を日本の專有ゑ歸せんとするも或は不同意を陳るゑとおらん云々

以上は外客一席の談にして其言ふ所盡く中れりとも思はれず我輩に於て隨分辨明の法あきに非ざれ共兎に角に外交の要は信を示して重きを爲すゑ在るが故に今日既に交通至便の道を開き内國の萬事萬物忽ち世界の耳目ゑ觸るゑの時勢と爲りては其信も唯外人ゑ對する場合のみならず常に内國人に直接する内治の事項ゑ就ても確實不變を專一とし日本國の政法習俗は堅固あり頼む可きものなりと世界一般をして先ず日本を信ずるの心を懐かしむるは實ゑ國事の急なる可し條約改正に就ては外人の信用を得んとて法律の改良幷に監獄署の事など大ゑ面目を新ゑしさるものあれども商賣上の信用に付ては官と民との間に未だ〔illegible〕者しき改良を見ざるが如し遺憾ありと云ふ可し況して法律監獄等の改良は稀有の要用に供するものなれども商賣上の信用安心は時々刻々の要にして外國人は却て此方に〔illegible〕ゑ切ゑ注目するみとならんあれば我政府が内國民の私有を重んじて政府たるの信を堅くするゑ間接ゑ外交政略の一大緊要事として視る可きものなり

官報

○支那勞働者渡來制限條約施行手續　本年三月中米清兩國間に訂結せる支那勞働者渡來制限條約施行手續に關する議案は去る八月八日米國元老院にて可決し同月二十日代議院を通過し目下大統領の認可を待ち居る由去月一日附を以て在米本邦公使館より左の如く其議案大要の譯文を添へ報告ありたり（本年六月四日、九月十一日、十四日本欄電報及本月一日本欄參着但し其元老院通過の事い今回の報告と〔illegible〕

第三條ニ記載シタル人證明書幷ニ書信ヲ税關長ニ交附スルマデハ一切ノ支那人船客（外交官領事官及其從者ヲ除ク）ヲ上陸セシムルコトヲ禁ス又清國外交官及領事官ハ此ノ如キ官吏ノ役柄ニ付キ税關長ヨリ船長ヘ先ツ誠知アルマデハ其船舶ヨリ上陸スルヲ許サス

第五條　本案實行ノ後合衆國ニ在ル支那勞働者ハ一度合衆國ヲ去リタルトキハ左ノ數條ニ示シタル場合ノ外再ヒ合衆國ニ歸ルヲ許サス

第六條　前記勞働者ハ合衆國ニ於テ適法ノ妻子、親又ハ同國ニテ一千弗ノ財産又ハ同額ノ未決負債アルニアラサレハ決シテ歸米ヲ許サス右妻ト婚姻ハ該勞働者合衆國ヲ去ルノ許可ヲ稟請シタル日ヨリ少クモ一箇年前ニ於テ爲セシモノナラサルヘカラス其所持スル財産ハ誠實ノモノナルヲ要ス又其負債ハ算用未決ノモノニシテ約束勞其他同樣金額ノ判然シタル負債證ナルヲ要ス

第七條　合衆國ヲ去リ再ヒ同國ニ歸ラント欲スル勞働者ハ其出發ヨリ少クモ一箇月前税關長ヘ其旨ヲ稟請スルヲ要シ且ツ宣誓ノ上其家族負債財産等ニ關スル明細ノ宣言ヲ爲シ大藏卿カ制定發布スヘキ法律規則ニ據リ當人ニ歸國ヲ允許スル事實ノ證據ヲ提出スルヲ要ス其僞誓ヲ爲ス者ハ僞誓ノ刑ニ處ス又税關長ハ右勞働者ノ人相ヲ委シク登記シ之ニ番號ヲ附シテ保存シ其稟請ヲ許可セントスルトキハ稟請者ニ其人相書ノ番號ヲ記スル證書ヲ附與ス之ヲ以テ該稟請者ノ歸米權ヲ證スル唯一ノ證憑トス但シ其期限ハ一箇年トス尤モ疾病其他止ムヲ得サル事故ノタメニ證書所持主其期限内ニ歸米スルコト能ハサルトキハ同人ヨリ其事實ヲ合衆國領事館ニ報告スヘシ此場合ニ於テハ一箇年ニ超エサル延期ヲ爲スコトアルヘシ此延期ノ事ハ該勞働者所在地方ノ合衆國領事館ヨリ該勞働者ノ歸ラント欲スル海港ノ税關長ヘ證明スヘシ又本條ニ依リテ附與シタル證書ヲ所持スル支那勞働者ハ其嚢ニ合衆國ヨリ去リタル時ノ海港ニ限リ之ニ歸ルコトヲ得右證書ナケレハ歸米スルコトヲ得サル外交官及領事官ノ外ハ支那人ハ桑港、ポルトランド、オレゴン、波士敦、紐育、ニューオルレアンス、ポルトダヴンセンド若クハ大藏卿ノ指名スヘキ他ノ海港ヲ除クノ外合衆國ヘ入ルヲ許サス

第八條　本案ノ目的ヲ實行スルニ付キ必要ナル法律規則ヲ制定スル事ハ大藏卿ニ委任ス

第九條　法律ニ背キ合衆國ヘ支那人ヲ連レ來リタル船長ニハ其連レ來リタル支那人一人毎ニ五百弗以上一千弗未滿ノ罰金ヲ課シ且ツ一年以上五年未滿ノ禁獄ニ處ス

第一條　前條ハ難破又ハ風波ノタメニ合衆國ノ管轄内ニ來リ又ハ他國ノ海港ヘ進航ノ途次合衆國ニ寄港スル船舶ニ適用セス但シ必要ノ場合ヲ除クノ外ハ右船舶ニテ到着ノ支那人ハ上陸ヲ許サス且ツ其船舶出港ノ時ハ該船ニテ出發セシムルヲ要ス

第十一條　證書ヲ僞造變造シ又ハ證書ニ指名セル人ト僞リ及其他同樣ノ所爲アル者ハ一千弗以内ノ罰金及五年以上ノ禁獄ニ處ス

第十二條　税關長又ハ其副官ハ支那船客ヲ上陸セシムル前ニ之ヲ檢査シ其法律ニ背キ乘客ヲ上陸セシムルコトヲ許サス又税關長ハ此事ニ關スル一切ノ事件ヲ自ラ判決スヘシ其判決ハ大藏卿ノ檢閲ニノミ服スルモノトス

第十三條　法律ニ背キテ合衆國ニ在ル支那人ハ逮捕狀、捕縛又ハ合衆國裁判官若クハ裁判所ノ審判ニ依リ退去セシムルモノトス右支那人ヲ合衆國ニ連レ來リ若クハ他人ノ連レ來ルコトヲ助ケタル者ハ裁判並ニ退去ニ係ル一切ノ費用ヲ負擔スルノ責アリトス

第十四條　清國外交官及領事館ニハ右數條ヲ適用セス唯其人ニ相違ナシトノ一事ヲ證明スルノミニテ大藏省ヨリ特別ノ訓令ニ依リテ合衆國ヘ入ルコトヲ許ス

第十五條　千八百八十二年ノ條約ヲ實施スルタメ制定セル千八百八十四年六月六日ノ法律ノ之ヲ廢ス

（本月五日官報）

雜報

○臺灣の疫病　臺灣ゑは當夏以來疫病流行し八月下旬頃より傳染し同地の大ゑ

當社開業候ニ付此段廣告ス
附言○桑苗各種○生絲類○織物類○絹ハンカチ類○綿屑類○絹織地及毳取密掛其他刺繍物各種右群馬縣蚕運回一手販賣依テ受ケ乞需用有ン「チ
各位益御安寧奉慶賀候陳ハ弊店儀昨冬ヨリ休業本年八月ニ至リ再ヒ開業仕候處各御得意樣方ノ御愛顧御引立ヲ蒙リ候段難有奉拜謝候然ルニ今回當米商會所之儀來ル明治廿四年六月迄延期御開居相成候ニ付テハ猶一層勉勵忠切ヲ御取扱可仕候間御用ノ節ハ多寡ニ拘ラス御
本院像備科六級以上（獨逸語及佛語ヲ修メント欲スルモノハ尋常中學科四級以上）尋常中學科一級以下各級及陸軍士官學校海軍兵學校像備科
學習院生徒募集廣告